

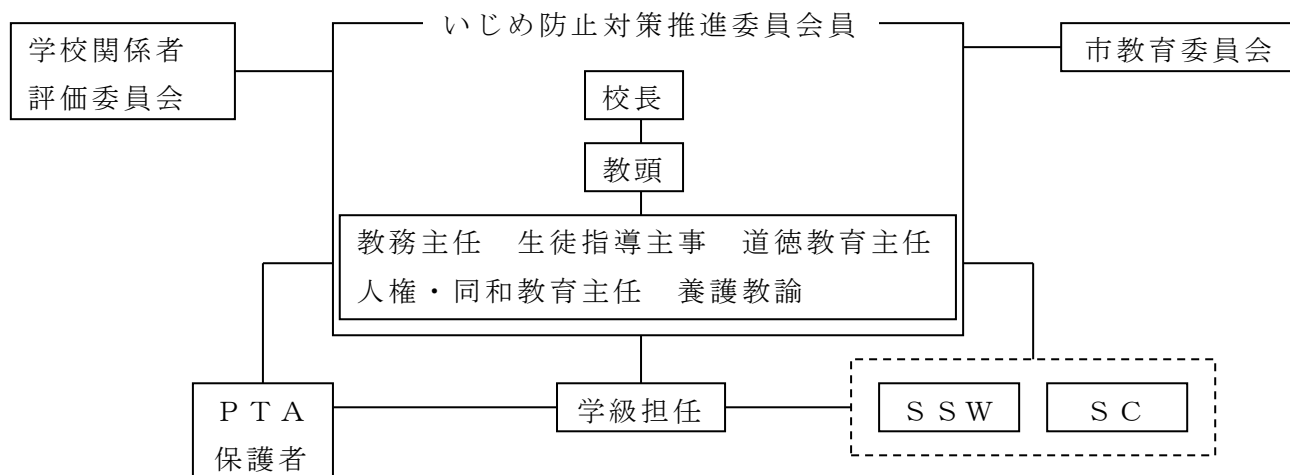
# いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

## 1 いじめとは

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）したがって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

また、いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であるが、現実的には、どの学校でもどの子にも起こり得るものであるととらえる。

## 2 いじめ未然防止等の対策のための組織



## 3 いじめの防止及び早期発見のために

### (1) 支持的風土を学校に築く

「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめの防止に資する」（同法第15条第1項）ことから、全ての教育活動を通して支持的風土が築けるよう配慮する。

#### ◇各学級で

- 学級経営の基盤に人権・同和教育の視点を据える。
- 特別支援教育の視点から授業を見直し改善を図る。

#### ◇学校全体で

- 異学年集団活動を実践する。
  - ・なかよし（朝の活動）
  - ・色別活動
  - ・縦割り清掃
  - ・異学年交流活動（ペア学年活動、複数学年授業、複数学年体験活動など）

## (2) 教職員による日常的な観察

教職員は、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」という認識の下、以下のような視点から日常的な観察を行う。

場面	観察の視点
登下校時	<input type="checkbox"/> 元気がなく浮かない顔をする。 <input type="checkbox"/> あいさつをしなくなる。 <input type="checkbox"/> 特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く、どこことなく元気がない。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて入室したり、泣いていたりすることがある。 <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子などが散乱している。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> グループ分けやグループ活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノート等に落書きが目立つ。 <input type="checkbox"/> 配布物が配られない。 <input type="checkbox"/> 他の子どもから発言を強要されたり、発言するとはやしたてられたりする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 用事もないのに職員室等へ来たり、一人でいたりすることが多い。 <input type="checkbox"/> 友達とふざけあっているが、表情が暗く、いつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出てこない。
給食時	<input type="checkbox"/> 人気のないメニューの時、多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 好きなものを友達に譲る。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> その子が配膳すると嫌がられる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。 <input type="checkbox"/> 掃除道具が与えられなかったり、いつも古いものだったりする。
放課後	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘が隠されていることがある。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅したり、友達の荷物を持たされたりして帰る。

(参考：香川県教育委員会「かがやく笑顔をとりもどすために～いじめ問題への対応の在り方～」)

## (3) いじめアンケートと相談活動の実施

○毎月第4週にいじめアンケートを実施する。

○アンケート実施週を「教育相談強調週間」と位置づけ、アンケート結果を基に児童の不安や悩みについて積極的に相談活動を行う。相談事項については記録を取るなどして、経過観察や事後指導に生かす。

## (4) 教職員研修

○児童の実態についての情報交換を定期的に行う。

○SCやSSWによる児童理解のための研修を計画的に行う。

○研究授業を人権・同和教育の視点からも検討する。

## (5) 保護者連携

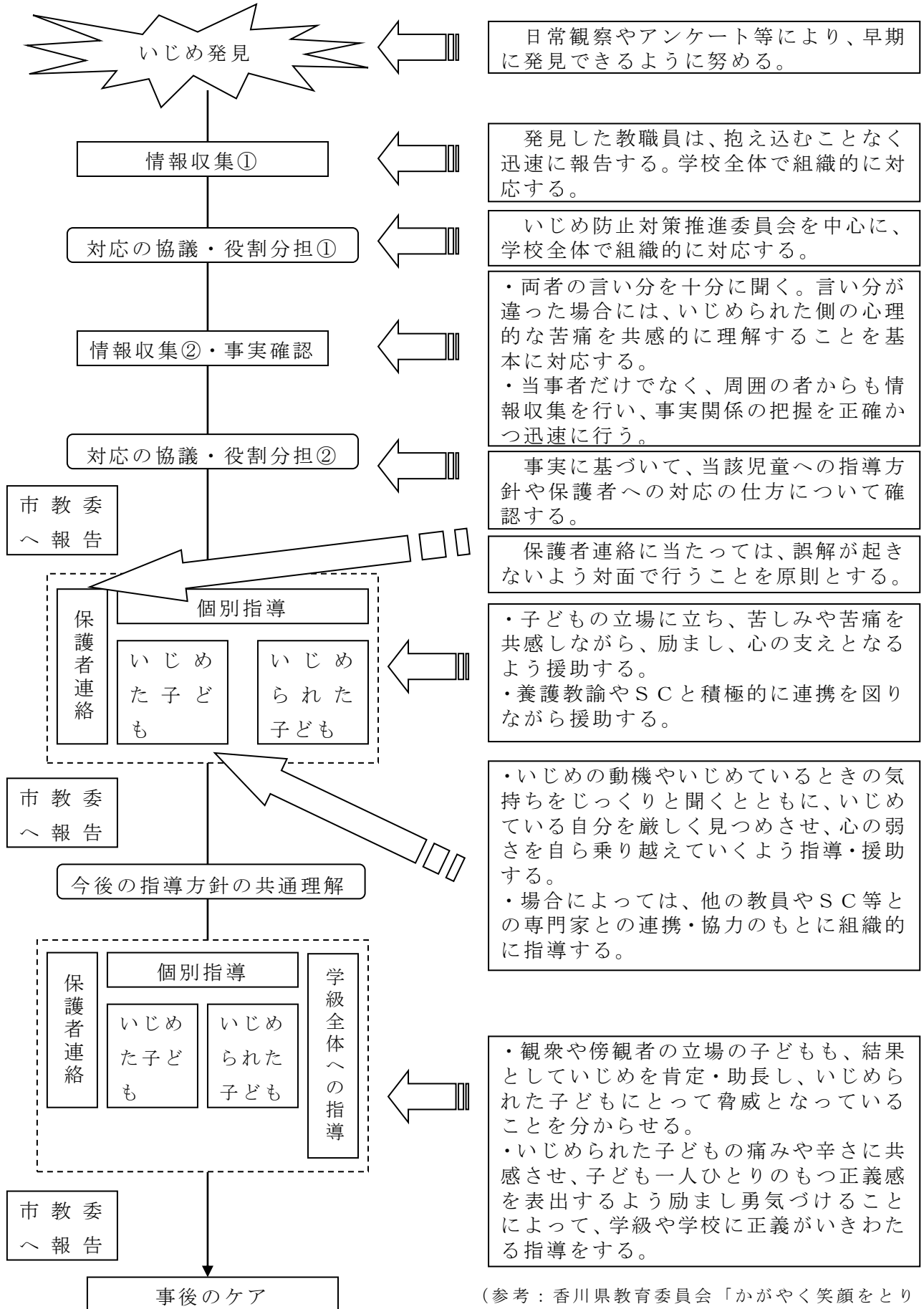
○学校通信や学級通信を通じて、いじめを許さない学校の姿勢や取り組みについて発信する。

○保護者アンケートや連絡帳などにより、子育てや気になる児童の実態について把握するように努める。

○SCや養護教諭を中心に、子育てに関する保護者への相談体制を充実させる。

○インターネット等の利用についての研修を、保護者と共に計画的に行う。

#### 4 いじめが起きたときの対応マニュアル



日常観察やアンケート等により、早期に発見できるように努める。

発見した教職員は、抱え込むことなく迅速に報告する。学校全体で組織的に対応する。

いじめ防止対策推進委員会を中心に、学校全体で組織的に対応する。

- ・両者の言い分を十分に聞く。言い分が違った場合には、いじめられた側の心理的な苦痛を共感的に理解することを基本に対応する。
- ・当事者だけでなく、周囲の者からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

事実に基づいて、当該児童への指導方針や保護者への対応の仕方について確認する。

保護者連絡に当たっては、誤解が起きないように対面で行うことを原則とする。

- ・子どもの立場に立ち、苦しみや苦痛を共感しながら、励まし、心の支えとなるよう援助する。
- ・養護教諭やS Cと積極的に連携を図りながら援助する。

- ・いじめの動機やいじめているときの気持ちをじっくりと聞くとともに、いじめている自分を厳しく見つめさせ、心の弱さを自ら乗り越えていくよう指導・援助する。
- ・場合によっては、他の教員やS C等との専門家との連携・協力のもとに組織的に指導する。

- ・観衆や傍観者の立場の子どもも、結果としていじめを肯定・助長し、いじめられた子どもにとって脅威となっていることを分らせる。
- ・いじめられた子どもの痛みや辛さに共感させ、子ども一人ひとりのもつ正義感を表出するよう励まし勇気づけることによって、学級や学校に正義がいきわたる指導をする。

(参考：香川県教育委員会「かがやく笑顔をとるもどすために～いじめ問題への対応の在り方～」)